

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

- 介護保険制度は、誰もが生きがいに満ちた老後を迎えるため、たとえ介護を必要とする状態になっても、地域でできる限り自立した日常生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉サービスが総合的かつ一体的に提供され、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年度（2000年度）にスタートしました。
- 令和6年（2024年）4月で24年が経過し、これまで社会経済情勢の変化に合わせ、適宜、見直しが行われてきました。

| 年 度 | 主な改正内容 |
|--------------------|--|
| 平成18年度 (2006年度) | ○介護予防を重視した施策への転換 ○小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの創設 |
| 平成21年度 (2009年度) | ○介護サービス事業者の法令遵守等の業務管理体制の整備 |
| 平成24年度 (2012年度) | ○地域包括ケア(医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した包括的な支援)の推進 ○医療的ケアの制度化 |
| 平成27年度 (2015年度) | ○地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 ○特別養護老人ホームの入所者を中重度者に重点化 |
| 平成30年度 (2018年度) | ○自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 ○介護医療院の創設 |
| 令和3年度 (2021年度) | ○支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○医療・介護のデータ基盤の整備の推進 |

- 道では、平成12年（2000年）3月に第1期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」を策定して以来、3年ごとに改訂を重ねてきたところであり、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までを計画期間とする第8期計画では、「みんなが支える明るく活力に満ちた高齢社会」づくりを基本テーマに、地域の現状や課題、今後取り組むべき施策等を「見える化」して、計画期間内に必要なサービスの見込量や道の取組みを明らかにした上で、「地域包括ケアシステム」の推進を図ってきました。
- 令和6年度（2024年度）からスタートする第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えるほか、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が増加する一方、生産年齢人口は急減することが見込まれます。
- こうした中、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を図るなど、高齢者の方々が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができる、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す計画とします。



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>
地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

第2節 計画の性格

1 計画の位置づけ

- 本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画を合わせた、北海道における高齢者の総合的・基本的計画として策定するものであり、両計画は、整合性を図りながら連携して事業を推進する必要があることから、一体的に策定しています。
- また、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の以下のゴールの達成に資するものです。
 - ・ ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
 - ・ ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 - ・ ゴール11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



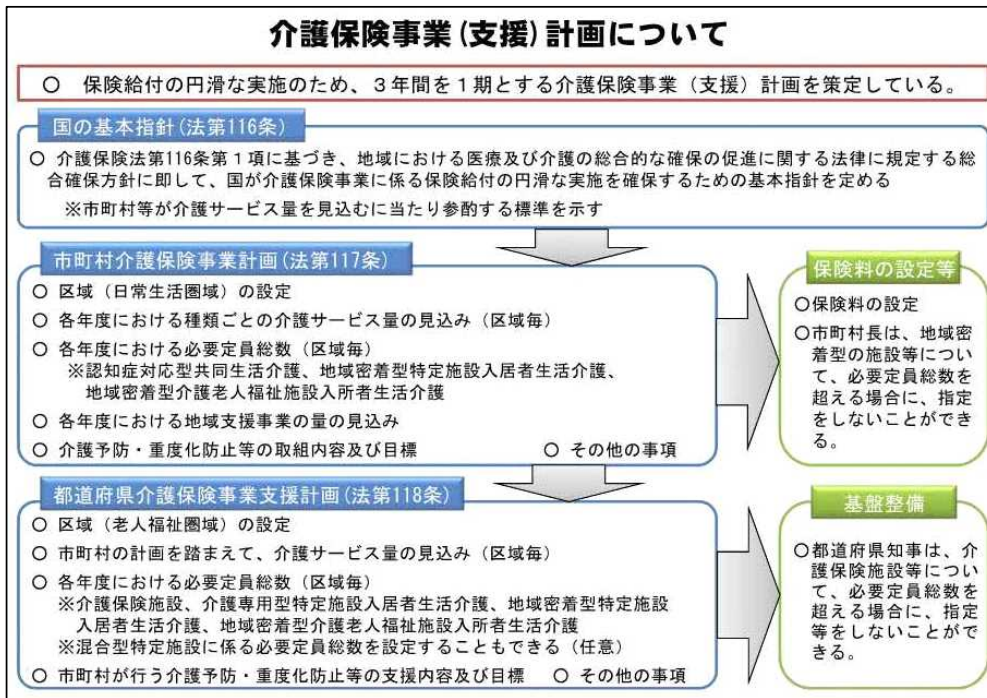
2 計画策定における国、道、市町村の役割

(1) 介護保険事業（支援）計画

- 計画の策定にあたり、国は介護保険法第116条に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされており、都道府県及び市町村は、この基本指針に則して3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画及び

市町村介護保険事業計画を定めることとされています。

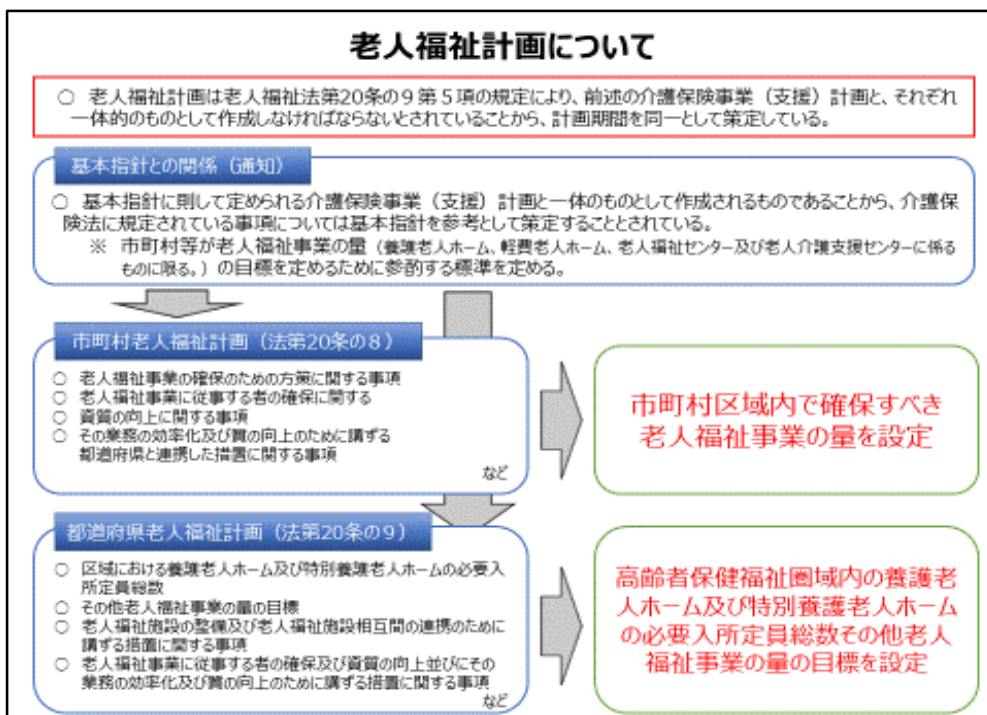
- 本計画における介護給付等対象サービスの利用見込みや施設整備の目標（必要入所（利用）定員総数）等は、市町村介護保険事業計画などを踏まえているほか、市町村支援に関する事項や圏域の広域的調整に関する事項などを記載するなど、介護保険事業等の実施主体である市町村への支援や連携を考慮しながら設定しています。



※「第9期介護保険事業計画作成に向けた各種調査等に関する説明会」（R4.8.3）資料を一部修正

（2）老人福祉計画

- 老人福祉計画は、老人福祉法第20条の9第5項の規定により、介護保険事業支援計画と一体的なものとして作成しています。
- 本計画における、老人福祉事業の量の目標（必要入所定員総数その他老人福祉事業）等は、市町村老人福祉計画などを踏まえて定めているほか、市町村支援に関する事項など、市町村への支援や連携を考慮しながら設定しています。



3 他計画との関係

(1) 医療計画との整合性

本計画は、北海道地域医療構想を踏まえた、病床の機能分化・連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築や在宅医療の充実などにより地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、「北海道医療計画」と整合性を確保しています。

(2) 都道府県地域福祉支援計画との調和

本計画の上位計画であり、地域において様々な提供主体によるサービスの実施や関係機関等との連携、地域のセーフティネットの充実・強化を進める「地域福祉支援計画」と調和を図っています。

(3) 都道府県計画との整合性

本計画は、医療介護総合確保促進法に基づく「北海道計画」と調和を図っています。

(4) 都道府県高齢者居住安定確保計画との調和

本計画は、高齢者の居住の安定確保に係る住宅施策を総合的に推進する「北海道高齢者居住安定確保計画」と調和を図っています。

(5) 都道府県障害福祉計画との調和

本計画は、高齢者と障害児・者が共に利用できる「共生型サービス」や障害福祉サービスの提供体制確保を進める「北海道障がい福祉計画」と調和を図っています。

(6) 都道府県医療費適正化計画との調査

本計画は、健康の保持に向けた生活習慣病の予防対策の取組継続や、後発医薬品の使用、適正受診・適正投薬をはじめとした医療の効率的な提供など、医療費適正化を総合的に推進する「北海道医療費適正化計画」と調和を図っています。

(7) 都道府県健康増進計画との調和

本計画は、健康寿命の延伸や健康格差の縮小の実現を目指し、道民の健康増進を総合的に推進する「北海道健康増進計画（すこやか北海道21）」と調和を図っています。

(8) 都道府県住生活基本計画との調和

本計画は、北海道における住宅政策の目標、推進方針を定め、具体的な住宅施策を推進する「北海道住生活基本計画」と調和を図っています。

(9) 都道府県地域防災計画との調和

本計画は、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図る「北海道地域防災計画」と調和を図っています。

(10) 都道府県新型インフルエンザ等対策行動計画との調和

本計画は、新型インフルエンザ等対策のための「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」と調和を図っています。

(11) 北海道ケアラー支援推進計画との調和

本計画は、家族の介護を行う家族介護者等を支えるための地域づくりなどを進める「北海道ケアラー支援推進計画」との調和を図っています。

第3節 計画の期間

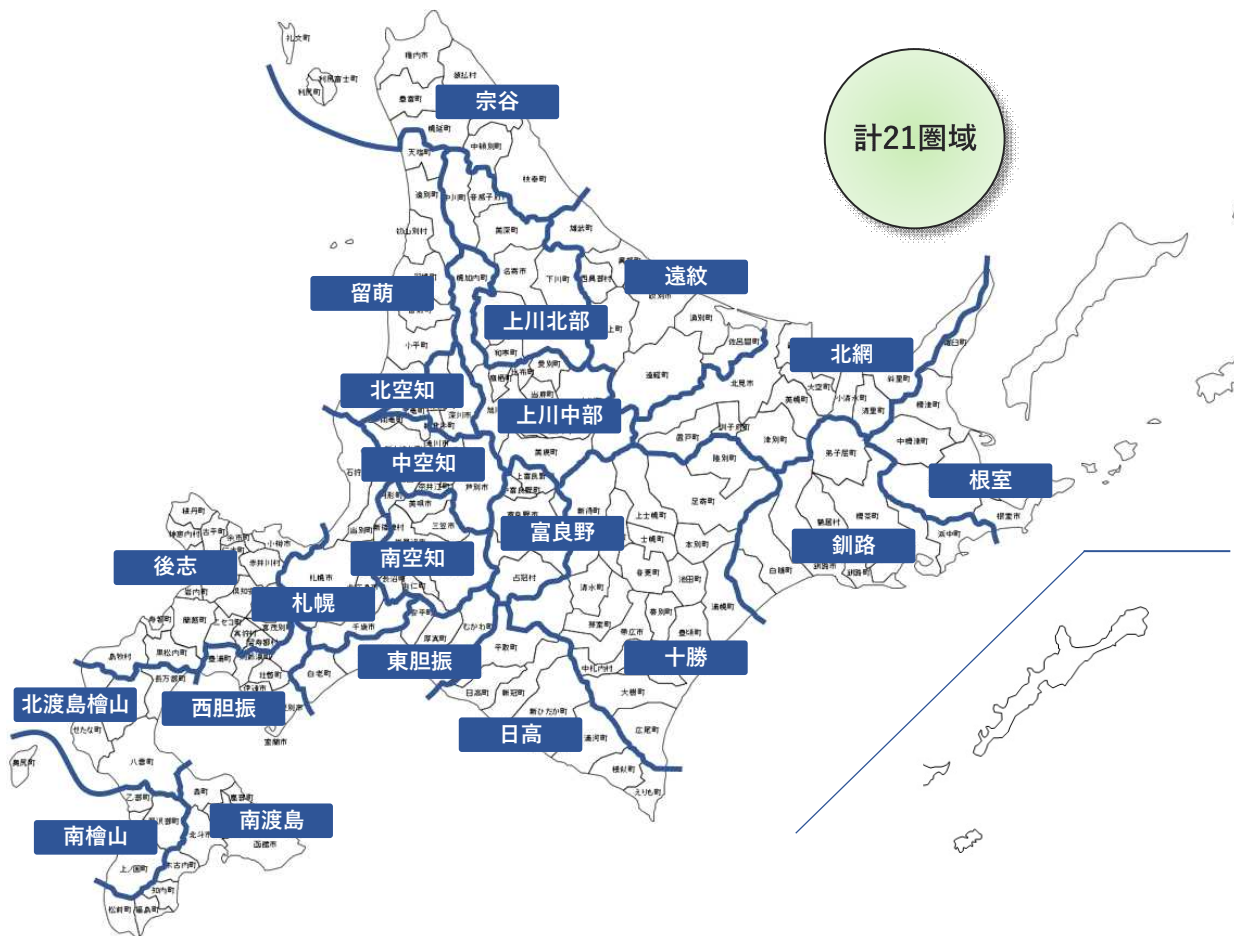
本計画は、介護保険法の規定に基づき、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）を目標年度とする3か年計画とします。

| | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 令和9年度 (2027年度) | 令和10年度 (2028年度) | 令和11年度 (2029年度) |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業支援計画 | → | | | 本計画 | | | → | | |
| 北海道医療計画 | → | | | R6～(6年間) | | | | | |
| 北海道地域福祉支援計画 | → | | | R6～(6年間) | | | | | |
| 北海道障がい福祉計画 | → | | | R6～(3年間) | | | → | | |
| 北海道ケアラー支援推進計画 | | | R5～(3年間) | | | | | | |

第4節 計画の圏域

1 高齢者保健福祉圏域の設定

- 高齢者保健福祉圏域とは、介護給付等サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位として設定するものです。
- 道では、福祉サービス及び保健医療サービスとの連携を図る観点から、北海道医療計画に定める「第二次医療圏」（概ね入院医療サービスの完結を目指す地域単位）及び北海道地域福祉支援計画に定める「第二次地域福祉圏」（比較的高度で専門性の高いサービスを提供する地域単位）と一致させることとし、21圏域を設定しています。
- 圏域の区分等については、次のとおりです。



| 圏域名 | 構成する市町村名 | 市町村数 |
|-------------|---|---------|
| 南 渡 島 | 函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町 | 2市7町 |
| 南 檜 山 | 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町 | 5町 |
| 北渡島檜山 | 八雲町、長万部町、今金町、せたな町 | 4町 |
| 札 幌 | 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村 | 6市1町1村 |
| 後 志 | 小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村 | 1市13町6村 |
| 南 空 知 | 夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町 | 4市5町 |
| 中 空 知 | 芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、上砂川町、浦臼町、新十津川町、奈井江町、雨竜町 | 5市5町 |
| 北 空 知 | 深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町 | 1市4町 |
| 西 胆 振 | 室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町 | 3市3町 |
| 東 胆 振 | 苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町 | 1市4町 |
| 日 高 | 日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町 | 7町 |
| 上 川 中 部 | 旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町 | 1市9町 |
| 上 川 北 部 | 士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町 | 2市5町1村 |
| 富 良 野 | 富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村 | 1市3町1村 |
| 留 萌 | 留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町 | 1市6町1村 |
| 宗 谷 | 稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町 | 1市8町1村 |
| 北 網 | 北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町 | 2市8町 |
| 遠 紋 | 紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町 | 1市6町1村 |
| 十 勝 | 帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町 | 1市16町2村 |
| 釧 路 | 釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町 | 1市6町1村 |
| 根 室 | 根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町 | 1市4町 |
| 21圏域 | 179市町村（35市、129町、15村） | |

【 参 考 】 介護保険等に関する事務で広域連合を構成する市町村

| 広域連合名 | 構成する市町村名 | 市町村数 |
|----------|---|-------|
| 空知中部広域連合 | 歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町 | 1市5町 |
| 後志広域連合 | 島牧村、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村 | 10町6村 |
| 日高中部広域連合 | 新冠町、新ひだか町 | 2町 |
| 大雪地区広域連合 | 東神楽町、東川町、美瑛町 | 3町 |

2 日常生活圏域の設定状況

- 日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、市町村が定めています。
- 市町村は、住民の方々が日常生活を営んでいる地域（日常生活圏域）において、必要なサービスが受けられるよう、サービス提供基盤の確保に努めます。
- 市町村別の圏域数は、次の図表のとおりです。

| 圏域名 | 市町村の日常生活圏域数（丸数字） | 市町村数 | 圏域数 |
|-------------|---|------------|------------|
| 南 渡 島 | 函館市⑩、北斗市②、松前町①、福島町①、知内町①、木古内町①、七飯町①、鹿部町①、森町① | 9 | 19 |
| 南 檜 山 | 江差町①、上ノ国町①、厚沢部町①、乙部町①、奥尻町① | 5 | 5 |
| 北渡島檜山 | 八雲町②、長万部町①、今金町①、せたな町① | 4 | 5 |
| 札 幌 | 札幌市⑩、江別市③、千歳市⑤、恵庭市④、北広島市⑤、石狩市③、当別町①、新篠津村① | 8 | 32 |
| 後 志 | 小樽市④、島牧村①、寿都町①、黒松内町①、蘭越町①、二セコ町①、真狩村①、留寿都村①、喜茂別町①、京極町①、倶知安町①、共和町①、岩内町①、泊村①、神恵内村①、積丹町①、古平町①、仁木町①、余市町②、赤井川村① | 20 | 24 |
| 南 空 知 | 夕張市①、岩見沢市⑤、美唄市①、三笠市①、南幌町①、由仁町①、長沼町①、栗山町①、月形町① | 9 | 13 |
| 中 空 知 | 芦別市③、赤平市①、滝川市①、砂川市①、歌志内市①、上砂川町①、浦臼町①、新十津川町①、奈井江町①、雨竜町① | 10 | 12 |
| 北 空 知 | 深川市①、妹背牛町①、秩父別町①、北竜町①、沼田町① | 5 | 5 |
| 西 胆 振 | 室蘭市④、登別市③、伊達市②、豊浦町①、洞爺湖町①、壮瞥町① | 6 | 12 |
| 東 胆 振 | 苫小牧市⑦、白老町①、安平町①、厚真町①、むかわ町① | 5 | 11 |
| 日 高 | 日高町②、平取町①、新冠町①、新ひだか町②、浦河町①、様似町①、えりも町① | 7 | 9 |
| 上 川 中 部 | 旭川市⑩、鷹栖町①、東神楽町①、当麻町①、比布町①、愛別町①、上川町①、東川町①、美瑛町④、幌加内町① | 10 | 23 |
| 上 川 北 部 | 士別市①、名寄市①、和寒町①、剣淵町①、下川町①、美深町①、音威子府村①、中川町① | 8 | 8 |
| 富 良 野 | 富良野市①、上富良野町①、中富良野町①、南富良野町②、占冠村① | 5 | 6 |
| 留 萌 | 留萌市①、増毛町①、小平町①、苫前町①、羽幌町③、初山別村①、遠別町①、天塩町① | 8 | 10 |
| 宗 谷 | 稚内市②、猿払村①、浜頓別町①、中頓別町①、枝幸町②、豊富町①、礼文町①、利尻町①、利尻富士町②、幌延町① | 10 | 13 |
| 北 網 | 北見市⑨、網走市④、大空町①、美幌町①、津別町①、斜里町①、清里町①、小清水町①、訓子府町①、置戸町① | 10 | 21 |
| 遠 紋 | 紋別市①、佐呂間町①、遠軽町④、湧別町①、滝上町①、興部町①、西興部村①、雄武町① | 8 | 11 |
| 十 勝 | 帯広市⑧、音更町①、士幌町①、上士幌町①、鹿追町①、新得町①、清水町①、芽室町①、中札内村①、更別村①、大樹町①、広尾町①、幕別町①、池田町①、豊頃町①、本別町③、足寄町①、陸別町①、浦幌町① | 19 | 28 |
| 釧 路 | 釧路市⑦、釧路町④、厚岸町①、浜中町①、標茶町①、弟子屈町①、鶴居村①、白糠町① | 8 | 17 |
| 根 室 | 根室市①、別海町③、中標津町①、標津町①、羅臼町① | 5 | 7 |
| 全道合計 | | 179 | 291 |

第5節 計画の進捗管理

本計画を効果的かつ着実に推進するため、福祉・医療・保健の有識者等で構成する「北海道高齢者保健福祉施策検討協議会」において、各施策等の進捗状況や数値目標の達成状況、地域包括ケアの推進状況等の評価を行い、評価結果に基づき必要があると認めるときは、計画の見直し等について検討します。